

## 設計業務にかかる県土整備部の発注基準について

(平成13年 7月1日改正)  
(平成14年 1月7日改正)  
(平成14年 7月1日改正)  
(平成15年 4月1日改正)  
(平成18年 6月1日改正)  
(平成19年10月1日改正)  
(平成20年 4月1日改正)  
(平成21年 4月1日改正)

設計業務の指名・発注にあたっては、下記事項及び別紙発注基準によることとする。

### 記

管理技術者及び照査技術者として、業務の区分に対応した技術士又は、これと同等の能力を有する技術者(技術管理者)、あるいは、シビルコンサルティングマネージャー(RCCM)を配置すること。

管理技術者と照査技術者は、兼ねることはできない。

管理技術者は、打ち合わせ等には必ず出席すること。

発注方法の選定については、「設計業務にかかる発注方式選定フロー」による。なお、総合評価方式の対象は、予定価格が5百万円以上で、業務区分が標準的な業務、高度な業務、難度の高い業務とする。

測量業務を合冊発注する場合は測量業務相当額を考慮し、測量業務発注基準に留意するとともに、測量の有資格者の配置確認も行うこと。

(定義)

1. 「管理技術者」とは、契約の履行に関し、業務の管理及び統括等を行うもので、設計業務等委託契約書第10条第1項の規定に基づき、受注者が定めた者。
2. 「照査技術者」とは、成果物の内容について技術上の照査を行う者で、設計業務等委託契約書第11条第1項の規定に基づき、受注者が定めた者。
3. 「技術士」とは、「技術士法」に基づいて行われる国家試験に合格し、登録した者。
4. 「技術管理者」とは、建設コンサルタント登録規定第3条第1号口に該当する者で、国土交通大臣が認定した者。
  - ・当該部門に関し30年以上の実務経験
  - ・大学又は高等専門学校卒業後、当該部門に関し20年以上の実務経験
  - ・当該部門外の技術士で、当該部門に関し10年以上の実務経験

- ・当該部門に関する R C C M 資格取得後 5 年以上の実務経験
- ・当該部門に関する技術士試験合格者

5 . 「 R C C M 」 とは、（ 社 ） 建設コンサルタンツ協会の定款第 4 6 条に基づく R C C M 資格制度施行規定第 4 条の資格試験に合格し第 8 条の登録をした者

(別紙)

### 県土整備部における発注基準

業務の程度(区分)	業務内容(例示)	発注基準	管理技術者	照査技術者
簡易な業務 (A)	修正設計 安定計算を伴わない 構造物 等	右欄の技術者が 配置可能なこと	技術士、技術管理 者、RCCM のうち1名	技術士、技術管理 者、RCCM のうち1名
			部門指定	部門を問わない
標準的な業務 (B)	単純橋 河川構造物(安定 計算必要) 等	右欄の技術者が 配置可能なこと	技術士、技術管理 者、RCCM のうち1名	技術士、技術管理 者、RCCM のうち1名
			部門指定	部門指定
高度な業務 (C)	連続橋(2径間) 砂防堰堤予備設 計 等	右欄の技術者が 配置可能なこと	技術士、技術管理 者、RCCM のうち1名	技術士、技術管理 者、RCCM のうち1名
			部門指定	部門指定
難度の高い業務 (D)	連続橋(多径間以 上) 河川排水機場設 計 等	右欄の技術者が 配置可能なこと	技術士	技術士
			部門指定	部門指定

注) 1: 業務内容により複数部門に技術者を有する会社とすることが出来る。

注) 2: 各事業課の運用は別紙による。

注) 3: 国土交通省の建設コンサルタント登録規程の登録部門に登録していない部門においてRCCM資格取得者が管理技術者または照査技術者として担当できる業務は、簡易な業務(A)までとする。

注) 4: 業務の程度が(B)~(D)については、管理技術者又は照査技術者の部門指定は、国土交通省の建設コンサルタント登録規程の各登録部門に限る。

注) 5: 管理技術者が三重県発注業務委託において兼務できる委託業務件数は2,500万円以上の委託業務3件まで、または2,500万円未満の委託業務は2,500万円以上の業務を含め5件までとする。

注) 6: 総合評価方式の対象は、予定価格が5百万円以上で、業務の程度が(B)~(D)のものとする。

注) 7: 測量業務と合冊して発注する場合には、測量業務の発注基準も考慮し、有資格者の確認も行うこと。

(別紙)

## 各事業課の発注基準の運用

業務区分	事業室名	管理技術者	照査技術者	特記事項
簡易な業務 (A)	道路関係室	基準通り	基準通り	
	河川関係室			
	砂防関係室			
	港湾関係室			
	下水道関係室			
標準的な業務 (B)	道路関係室	基準通り	基準通り	業務内容により該当する複数部門を有すること
	河川関係室	基準通り	基準通り	
	砂防関係室	基準通り	基準通り	
	港湾関係室	基準通り	基準通り	業務内容により管理技術者を技術士とする 港湾部門は海岸部門に読替が出来る
	下水道関係室	基準通り 検定合格者可	基準通り 検定合格者可	下水道第1種技術検定合格者
高度な業務 (C)	道路関係室	基準通り	基準通り	業務内容により該当する複数部門を有すること
	河川関係室	基準通り	基準通り	業務内容により管理技術者を技術士とする
	砂防関係室	基準通り	基準通り	〃
	港湾関係室	基準通り	基準通り	業務内容により管理技術者を技術士とする 港湾部門は海岸部門に読替が出来る。
	下水道関係室	基準通り	基準通り 検定合格者可	下水道第1種技術検定合格者
難度の高い業務 (D)	道路関係室	基準通り	基準通り	業務内容により該当する複数部門を有すること
	河川関係室	基準通り	基準通り	業務内容により該当する複数部門を有すること
	砂防関係室	基準通り	基準通り	業務内容により該当する複数部門を有すること
	港湾関係室	基準通り	基準通り	業務内容により該当する複数部門を有すること 港湾部門は海岸部門に読替が出来る
	下水道関係室	基準通り	基準通り	業務内容により該当する複数部門を有すること